

グローバリゼーションと社会政策の再構築

——日本の事例——

深澤 一弘*

- I はじめに
- II グローバリゼーションの下での自由貿易と社会政策
- III 日本における新自由主義的改革（1990年代～2000年代前半）
- IV 社会政策の再構築（2000年代後半～）
- V 日本の事例の特殊性と共通性
- VI 結論

I はじめに

国際政治経済におけるグローバリゼーションは、自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）の締結をはじめとする貿易自由化と一体となり、さらに進むものと考えられていたが、近年、グローバリゼーションの不利益が強調され、貿易自由化に逆行するような動きがみられる。そして、その不利益は主に、各国内の社会政策¹⁾の分野で主張されることが多い。実際に、アメリカでは、2016年にドナルド・トランプが大統領選挙で勝利したが、ヒラリー・クリントンよりトランプの支持率が上回ったのは、貿易に対し、「国際貿易はアメリカの雇用を奪う」と考えている人々であり、「国際貿易はアメリカの雇用を創出する」や「国際貿易はアメリカの雇用に影響を及ぼさない」と考えている人々では、クリントンがトランプの支持率を上回ったことが明らかになっている（CNN Exit Poles 2016）。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第18巻第2号 2019年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 本稿では「社会政策」を、雇用・賃金などの労働政策と社会保険、年金などの福祉政策の双方を含む概念として用いる。

また、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）も保護主義への懸念を表明する（IMF 2018, p. 22）など、自由貿易への反発を含む「反グローバリゼーション」は、これまでも政治学の重要な論点の1つであったが、2010年代後半になって様々な分野でその注目度が高まってきていることは明らかである。

しかし、こうした問題は新しいようで、古くから国際政治経済学で論じられてきた問題とも深い関連がある。グローバリゼーションということが取り上げられるようになる以前から、貿易自由化の文脈においては、国内への不利益の存在が意識されてきた。ジョン・ラギーによれば、第2次世界大戦後のブレトンウッズ体制は、対外的な自由主義を国内における国家の政策の枠に「埋め込む」ことで構築された戦後国際政治経済体制であった。すなわち、1930年代のブロック経済は、19世紀後半からの自由貿易体制において、不利益の緩和を行ってこなかった結果であると考え、過度な保護主義の台頭を防ぐことを目的として構築された体制であったのである。ラギーはこうした戦後の自由主義を、埋め込まれた自由主義とよんだ（Ruggie 1982）。では、グローバリゼーションによって不満が噴出するのは国家が無策であったからなのかといえ、そうではない。国家は、グローバリゼーションの進展とともに社会政策を変容させてきた。

グローバリゼーションに伴う社会政策の変化で取り上げられることの多い新自由主義は、1980年代以降、アメリカやイギリスなどの国々を中心にみられた政策であり、市場メカニズムを重視し、社会政策を通じた国家の介入を最小限に留めようとするものである。グローバリゼーションの進展する以前であれば、自由貿易にともなう不利益を社会政策が緩和してきたのだが、グローバリゼーションと新自由主義の同時進行という事態は、貿易自由化によって不利益要因を増加させたにもかかわらず、社会政策という緩衝材を減らすような方向に陥ったのである。

こうした同時並行的に進む、貿易自由化と新自由主義は、アメリカやイギリスといった欧米諸国の事例が多く取り上げられるが、アジアの国である日本においてもみられた。日本は、中央政府の役割が大きいとされるケインズ主義的福祉国家の段階（加藤 2016, p. 35）においても、私的領域である企業の役割が大きいという特殊性をもっており、日本について、その国内における特殊性を考慮したう

えで、社会政策の変容について実証的に検証することが求められている。こうした日本の社会政策における企業の役割の大きさは、国家が積極的に経済政策を行って、経済成長を達成するという特徴を持っていたことにも起因する。こうした傾向はアジアの国々で多く見られることから、日本の社会政策は、貿易自由化と新自由主義の進行という欧米諸国の特徴と国家主導の経済成長というアジアの特徴という欧米、アジア双方の特徴を有している。社会政策とグローバリゼーションの関係性を研究した Hays (2009) の中で、「その他」に分類されている国は、日本以外にも 9 カ国存在するが、いずれも欧米諸国であることから、日本の特殊性は、明確な分類をされていない国々の中でも際立つものとなっている。

本稿の目的は、以下の 3 つである。第 1 に、日本が経験した社会政策の変容のうち、1990 年代から 2000 年代前半にみられた新自由主義的改革の過程を明らかにすること。第 2 に、新自由主義的改革を経たのち、2000 年代後半以降、日本はさらに社会政策を改革していくが、それはなぜで、どういったものであったかを明らかにすること。第 3 に、こうした日本の社会政策上の対策が、冒頭示したようなグローバリゼーションおよび反グローバリゼーションの枠組みにおいてどのような位置づけであるとみなすことができるのか示すことである。

本稿における考察は、以下のような分析方法によって行われる。まず、グローバリゼーションと社会政策の多様性について論じた先行研究をもとに、研究の現段階を確認する。次に、実証的検証として、上述したような特殊性を持つ日本を取り上げ、事例分析を行い、グローバリゼーションに伴う社会政策の変容プロセスについて考察する。

以下、第Ⅱ章では、社会政策や福祉国家について、グローバリゼーションや反グローバリゼーションの文脈で論じた、本稿の分析と密接に関わる先行研究について検討し、不十分な点を指摘する。第Ⅲ章では、日本において、1990 年代～2000 年代前半にかけて進んだ、新自由主義的改革について論じる。第Ⅳ章では、2000 年代後半以降の、社会政策の再構築過程について論じる。第Ⅴ章では、本稿における分析の結果をまとめ、結論を示すとともに、今後の研究課題を提示する。

II グローバリゼーションの下での自由貿易と社会政策

1. グローバリゼーションと社会政策

グローバリゼーションに伴う社会政策の変容として多くの研究で取り上げられている事例は、新自由主義 (Neoliberalism) である。新自由主義は、その特徴として、マクロ経済の原則、自由な市場経済、民営化、自由貿易などが挙げられ (Held 2005, p.9 猪口訳 2007, 10 頁) グローバリゼーションの進展への国内政策の対応として多くの国々で受け入れられた。こうした新自由主義に対しては、福祉支出の削減競争である「底辺への競争」を生み出すといった議論 (Mishra 1999) や福祉支出の削減圧力と国民の社会的保護の要求の間で国家はディレンマに陥るといった主張 (Garret 1998) がみられた。

一方で、1990年代以降、社会民主主義的な視点からの批判や新自由主義的立場の中から改革を目指す第三の道²⁾と呼ばれる政策の思想もみられるようになった (Giddens 1998)。また、失業をはじめとする社会問題の原因は、新自由主義的政策やグローバリゼーションにあると考え、グローバリゼーション自体否定するような考え方 (反グローバリゼーション) もみられるようになった³⁾。

2. グローバリゼーションと埋め込まれた自由主義

こうしたグローバリゼーションと新自由主義という国際政治経済状況の下で、社会政策の変容を分析した先行研究として、ジュード・ヘイズの研究がある (Hays 2009)。ヘイズは、アングローアメリカン民主主義における反グローバリゼーションの背景を明らかにすることを目的とし、ISSP (International Social Survey Programme) のデータを用いて分析を行った。結果として、アメリカやイギリスといった自由主義市場経済の国々で経済のグローバリゼーションにより、

2) アンソニー・ギデンズによれば、第三の道とは、グローバリゼーションを肯定し、極端な保護主義や極端な自由主義と距離を置こうとする政治理念である (Giddens 1998, pp.64-65 佐和訳 1999年 114-115頁)。

3) こうした考え方のなかでも、現状のグローバル化 (Globalization) に対する賛否とグローバル化の考え方 (Globalism) に対する賛否によってその立場や主張は異なっている。詳しくは山田 (2008) を参照。

労働市場や雇用の不安定化が増大するという重大な問題に直面しているとした。一方で、オーストリアやスウェーデンといったコーポラティスト経済の諸国では、そこまで重大な問題は発生しておらず、両者を比較した結果、貿易の開放度の高まりに適応し、社会政策を行う埋め込まれた自由主義を保持していく必要があると結論付けた (Hays 2009, pp. 150-157)。ヘイズの研究は、反グローバリゼーションの高まりの原因が国内政策にあることを明らかにし、グローバリゼーションや新自由主義といった国際政治経済環境の変化の国内政策への影響を明らかにしたという点で重要な研究である。

また、アンドリユー・ラングは、国際法を専門とする研究者であるが、グローバリゼーションの進んだ現状において、貿易のルールをいかに構築していくかという点で、経済的に最適かどうかばかりを重視するわけではない埋め込まれた自由主義の観点が重要となってきたことを指摘した (Lang 2008)。こうした埋め込まれた自由主義の再検討については、ラギー自身も行っている。彼は、埋め込まれた自由主義の妥協において重要であった国家による政策は、グローバリゼーションによってその境界が曖昧となり、グローバルな領域で新たな枠組みを構築していくことが求められているとした。また、多国籍企業の登場などによって、公私両セクターのバランスが変化しつつあることを指摘し、企業が今後どういった役割を担っていくのが重要であるとした (Ruggie 2003)。

3. 日本における埋め込まれた自由主義と社会政策

本稿の事例分析で扱う日本は、1952年に国際通貨基金 (IMF) に加盟、つづいて 1955 年に関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) に加盟し、戦後のプレトンウッズ体制に参画してきた。そうした国際的な立場をとりながら、国内では社会政策を展開してきたが、日本の社会政策の枠組みにおいては、企業が重要な役割を果たしてきた。多くの日本企業は、日本的雇用慣行⁴⁾ともよばれる雇用スタイルをとり、さらには社宅や独身寮などの住宅施策をはじめとして、手厚い福利厚生制度を整えてきた。国家は、

4) 日本的雇用慣行は、年功賃金、終身雇用、企業別組合の「三種の神器」とよばれる3つの特徴が存在する (亀山 1987, 2 頁)。

こうした企業が提供する福利厚生制度によって、福祉支出を少なくできたかわりに、企業に対し様々な経済政策を提供し、「企業の包摂」ともいえる枠組みが形成されていた（宮本 2012）。それはすなわち、貿易自由化を推進しながら、国内の安定を政策によって達成するという埋め込まれた自由主義の規範を共有してきたといえる。また、日本の企業の包摂は、埋め込まれた自由主義の規範を共有する国々の中でも、社会保障の公私ミックスという視点（松田 2016）において特殊である⁵⁾。

こうした社会政策の制度的状況は、必ずしも欧米諸国における社会政策および福祉国家と同一ではない。実際に、上述したヘイズの研究においても、外的なリスクにどれだけさらされており、脆弱性を持つかという分析において、日本は、自由主義市場経済にも、コーポラティスト経済にも属しないとされ、結果として、フランスやドイツなどのヨーロッパ大陸諸国やイタリアやスペインなどの南欧諸国などとともに「その他」⁶⁾に分類されている（Hays 2009, pp. 80-81）。このことは、ヘイズの研究の重要性を著しく損なうものではないが、日本の社会政策の経路依存性には焦点が当てられていないことは明らかである。そのため、本稿では、日本におけるグローバリゼーションを背景とした社会政策の再構築を実証的に検証することを主眼に置き、日本の制度的特徴を鑑み、社会政策を提供するアクターとして国家だけではなく、企業についても注目し、分析の視野におさめることとする。

本稿においては、日本の社会政策の変容を 1990 年代～2000 年代前半と 2000 年代後半以降の 2 つの時期にわけ分析を進める。どちらの時期における変容も、グローバリゼーションの進展と同時代的に進んだ現象であるが、前者は社会政策を縮小する傾向にあり、後者は社会政策を再構築する傾向にあったという違いがある。すなわち、ごく簡潔に述べれば、前者は新自由主義的改革であり、後者は

5) 社会保障の公私ミックスとは、「公制度として確立されている社会保障だけではなく、生活の安定をより充実した生活に向けてフォーマルな形式で行われる公私の諸行為」（松田 2016, 3 頁）である。

6) その他に分類されているのは、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ポルトガル、スペイン、スイスの 10 カ国である（Hays 2009, pp. 80-81）。

その揺り戻しであった。まず、次章では、1990年代～2000年代前半の新自由主義的改革について述べる。

Ⅲ 日本における新自由主義的改革（1990年代～2000年代前半）

1. 米英における新自由主義とのタイムラグ

日本の社会政策において新自由主義的改革が進展するのは、1990年代以降である。これは、アメリカやイギリス⁷⁾に比べると約10年のタイムラグがある。この要因としては、Hays (2009)における「その他」の国々とも異なる日本の国内状況がある。1980年代の日本⁸⁾は、その経済状況が相対的に好調であり、先進諸国から「習う」べき対象ともなっていた（亀山1987、1頁）ため、そうした経済制度を改革するという機運が高まらなかったということが要因である。よって、日本の社会政策における新自由主義的改革が進展していくのは、バブルの崩壊とその後の長期不況を経験した1990年代以降であった。その中で中心的であったのは、「多様な雇用形態の活用」と「社会保障における企業の役割の縮小」である。こうした2つの改革については、いずれも企業が深く関わっており、企業を分析対象として組み込むことで、明らかにすることができる。以下では、この2つについてそれぞれ論じる。

2. 多様な雇用形態の活用による日本型雇用慣行の変化

まず、日本において新自由主義的改革が顕著にみられたのは、終身雇用を前提とした日本型雇用慣行の変化である。雇用形態の多様化は、世界的な傾向であるが（久本2010）、日本において、多様な雇用形態の活用という方向に向け、まずその行動がみられたのは企業の側である。1990年代に至るまで、多くの日本企業は、「男性正社員の終身雇用」が一般的であった。しかし、1990年代半ばに、

7) アメリカにおいて新自由主義改革を進めたロナルド・レーガン、イギリスにおいて新自由主義的改革を進めたマーガレット・サッチャーは、いずれも1980年代に活躍した。

8) 1980年代に「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根政権を日本における新自由主義の出発点とする議論も存在するが、社会政策の分野で国家・企業ともに新自由主義改革を進めたのは、1990年代からである。こうした立場に近い研究として、渡辺（2007）がある。

表1 グループ別にみた処遇の主な内容

	雇用形態	対象	賃金	賞与	退職金・年金	昇進・昇格	福祉施策
長期蓄積能力活用型グループ	期間の定のない雇用契約	管理職・総合職・技能部門の基幹職	月給制か年俸制 職能給 昇給制度	定率＋業績スライド	ポイント制	役職昇進 職能資格 昇格	生涯総合施策
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	専門部門（企画、営業、研究開発等）	年俸制 業績給 昇給なし	成果配分	なし	業績評価	生活援護施策
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	一般職 技能部門 販売部門	時間給制 職務給 昇給なし	定率	なし	上位職務への転換	生活援護施策

出所：新・日本的経営システム等研究プロジェクト（1995）、32頁。

日本経営者団体連盟（以下、日経連）が今後の雇用システムの方向として、「長期蓄積能力活用型グループ」、「高度専門能力活用型グループ」、「雇用柔軟型グループ」の3つのタイプに分類した。このうち、「高度専門能力活用型グループ」、「雇用柔軟型グループ」は有期労働契約で退職金や年金のない形態が想定されており（表1）、正規雇用とは異なる形の雇用が今後増えていくと考えられている（新・日本的経営システム等研究プロジェクト1995、33頁）。このような、企業の方針転換は、国内経済の低迷による業績の悪化とグローバル化による国際競争の激化と国外への展開（多国籍企業の増加）が大きな要因であった⁹⁾。

こうした企業の方針転換に呼応するように、政府も柔軟な雇用形態を認める政策をとっていく。非正規雇用の中でも、より雇用調整がしやすいと考えられている派遣労働者（労働政策研究・研修機構2017、225頁）について法改正がなされた。1999年の労働者派遣法改正と2003年の製造業への派遣拡大である。

元来、日本においては、戦前は多くの労働者派遣がみられたものの、戦後は、1947年の職業安定法制定時に、労働者供給事業は、封建的な雇用慣習の名残で

9) こうした点については、田中（2017）においても、「日本型福祉社会」の破綻という形で指摘がなされている。

あるとの考えから、労働組合によるもの以外は禁止されることとなった（岡村 2009）。しかし、1970 年代に人材派遣業が出現するなど、企業・個人双方のニーズから 1985 年に「労働者派遣法」が成立した（久本 2010）。そして、新自由主義的改革の流れを受けて、1999 年には、派遣の業種を原則自由化し、これまではポジティブ・リスト方式であった適用対象業務をネガティブ・リスト方式に改めた。さらに、2003 年には、製造業への派遣拡大がなされた。こうした 2 度の改正は、多様な雇用形態の活用を促す、新自由主義的改革であった。

一方で、日本労働組合総連合会（以下、連合）は、日経連が今後の雇用システムを示した 1995 年に、今後の社会モデルとして「企業中心・現状維持型」、「個人中心・市場万能型」、「個人尊重・社会連帯型」を示し、「個人尊重・社会連帯型」が連合の要求に近いとしている（日本労働組合総連合会 1995、36-37 頁）。また、1998 年には、市場万能主義との対決として、新自由主義的改革を批判しており（日本労働組合総連合会 1997）、新自由主義的改革を批判していく傾向を、2000 年前後から強めていくこととなる。

以上のように、1990 年代に入って、企業がグローバリゼーションの進展を背景として、多様な雇用形態、特に非正規や有期の従業員の活用を求めるようになり、国家も派遣労働者の規制緩和を中心として、多様な雇用形態の活用を認める法改正を行った。こうした改革については、労働組合の側からの反発が次第にみられるようになったものの、1990 年代～2000 年代前半にかけては、多様な雇用形態の活用を目的として、企業および国家による新自由主義的改革がなされた。

3. 社会保障における企業の役割の縮小

新自由主義の主要な要素の 1 つとして、福祉支出の削減があるが、日本においては、企業の福利厚生においてこうした傾向が顕著にみられた。日本における福利厚生制度は、大企業層で顕著にみられた日本型雇用慣行とも密接に結びついた生成・発展過程をもっており（西久保 1998）、法定福利厚生と法定外福利厚生にわけられる。どちらも費用を負担しているのは（一部負担なども含む）企業であるが、法定¹⁰⁾についてはその制度設計や給付水準を決めているのは政府であり、法律で定められているため、企業が増加、削減を決定する権利を持っていない。

他方、法定外福利厚生は、企業がある程度自由に拡大、縮小できる。この法定外福利厚生が、社会保障の公私ミックスにおける私的領域といえ、本節で着目するのは、福利厚生の中でも、法定外とされている部分である。こうした福利厚生制度によって提供されてきた手厚い福利厚生は、男性正社員の終身雇用を中心とした日本型雇用慣行と並ぶ日本企業の特徴であり、国家による社会政策とともに、日本の社会保障制度において重要な役割を担ってきた。しかしながら、こうした福利厚生は、1990年代以降削減されていくこととなる。

日本経済団体連合会の「福利厚生費調査」をもとに、福利厚生費の推移をみると、福利厚生費の合計、法定福利費については、ほぼ一貫して増加傾向にあるが、法定外福利費については、1990年代以降、ほぼ横ばいで、減少傾向にある（図1）。このように、金額面で実際に法定外福利費が縮小していることが確認でき、1990年代以降に、企業が福利厚生を縮小していることが確認できる。

では、こうした法定外福利費の削減という新自由主義的改革がなされたのは、どういった理由からであろうか。それは、以下の3点である。1点目は、グローバリゼーションの進展によって、国際競争が激化し、日本特有の手厚い福利厚生は、日本企業特有のコストと考えられ、削減が求められたためである。すでに1995年の段階で、「厳しい経済・経営環境の中で、法定福利費は大幅な増加が予想されているが、法定外福利費は抑制されていくであろう。」（新・日本的経営システム等研究プロジェクト1995、54頁）と指摘がなされ、グローバリゼーションと少子高齢化が同時進行で進むことにより、法定外福利費が削減されていくことが予測されており、実際に1995年以降のデータを図1で確認すると、法定福利費の増大と法定外福利費の減少が確認される。

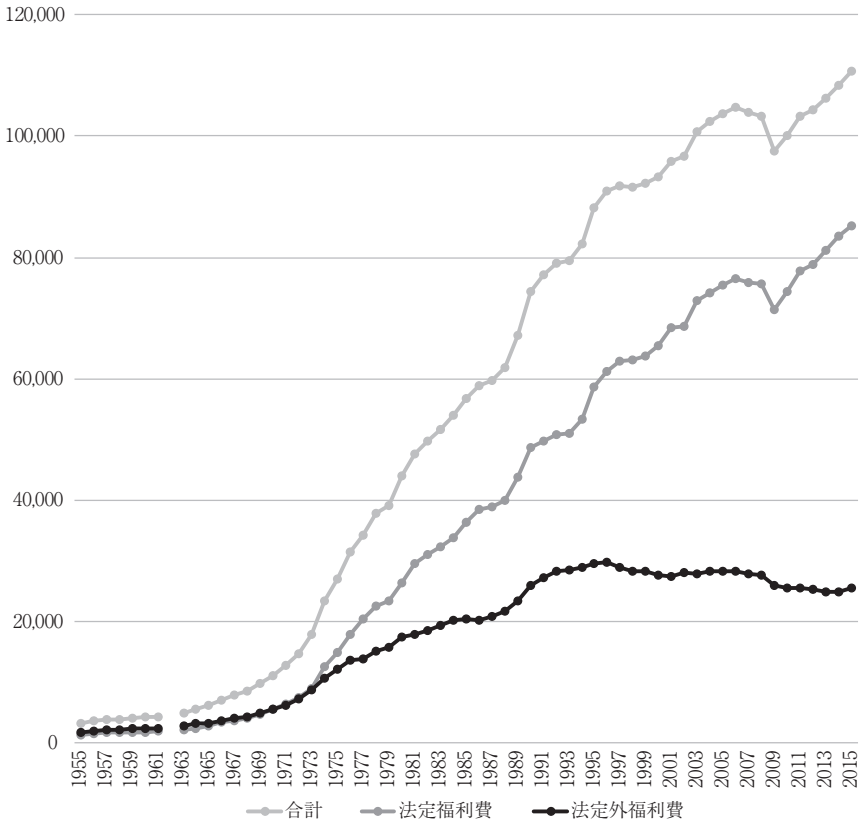
2点目は、雇用形態の多様化により、従来の男性の正規雇用社員を対象とした

-
- 10) 法定福利費とは、「健康保険・介護保険、厚生年金保険、雇用保険（日雇を除く）・労働者災害補償保険（石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む）、児童手当、その他（船員保険の保険料、労基法上の法定補償費、石炭鉱業年金基金への拠出金）のうち、企業が負担する費用。」とされ、法定外福利費は、「企業が任意で実施する従業員等向けの福祉施策の費用。施設の維持、修理営繕、運営のための一切の費用（建設費を除く）と、慶弔金、現物給与、拠出金など金銭ならびに現物給付の会社負担額。」とされている。この「法定福利費」と「法定外福利費」を合計した費用が「福利厚生費」である（日本経済団体連合会2016「第60回福利厚生費調査結果報告」、2頁）。

図1 1955年度以降の福利厚生費の推移(単位:円)

(※1962年度についてはデータが欠落)

(※1955年度から61年度までの調査対象期間は10月～9月。63年度からは4月～3月。)



出所：日本経済団体連合会(2016)より筆者作成。

福利厚生制度が改められる必要があったためである。この点については、福利厚生者の縮小が本格的に進む以前の文献でも、「女子労働力あるいはパート労働力を大量に雇用する企業においては、福利厚生施策をそれに適した柔軟性をもったものに一部見直すことが必要となるであろう」(日経連労務管理特別委員会編 1982、12 頁)という形で、指摘がなされている。こうした雇用形態の多様化による福利厚生制度の見直しによって、実際には福利厚生制度への支出が抑制されるような結果となったのである。

3点目は、日本経済特有の理由であるが、1990年代はバブル崩壊以降の経済状況が悪化した時代であり、企業は高度経済成長期に比べ、経営的に苦しい状況にあったため、コスト削減が重要な課題となっていたためである。

以上の3点から、日本においては、1990年代以降、企業の法定外福利費が大きく削減されることで、社会全体の福利支出も大きく減少し、企業の包摂を前提とした従来型の社会保障制度（宮本 2012）にも影響を与えていくこととなった。

1990年代～2000年代前半における日本の社会政策では、多様な雇用形態の活用と社会保障における企業の役割の縮小という2つの変容がみられたわけであるが、これは、第2章の先行研究でみたような新自由主義の傾向と一致する。こうした改革によって、日本における自由貿易の不利益を緩和する政策は変化し、埋め込まれた自由主義に国内側から動揺がみられた。しかしながら、こうした政策は2000年代後半に転換していくこととなる。次章では、新自由主義的な政策から転換した2000年代後半以降の社会政策について、その原因となった社会政策の新たな課題の発生とその対応プロセスについて論じる。

IV 社会政策の再構築（2000年代後半～）

前章では、1990年代～2000年代前半に、日本において進んだ新自由主義的改革について明らかにしたが、2000年代後半からこうした政策は転換していくこととなる。その理由は、こうした新自由主義的改革が日本の社会政策において、以下の課題を生み出し¹¹⁾、そうした課題への対応が求められ、社会政策を再構築する形で解決が試みられたためである。これは、埋め込まれた自由主義でいえば、国内の社会的保護を再構築するプロセスにあたる。本章では、まずこの課題について論じたのちに、2000年代後半以降でみられる新たな課題への対応としての社会政策について考察する。

11) 新自由主義は諸外国においても、様々な課題が指摘されており、その弊害が論争となっている（Held 2005）。日本において生じた課題について、こうした指摘と共通する部分もあるが、本稿では日本の社会政策の特殊性を考慮したうえで、より詳細に検討する。

1. 新たに生じた課題

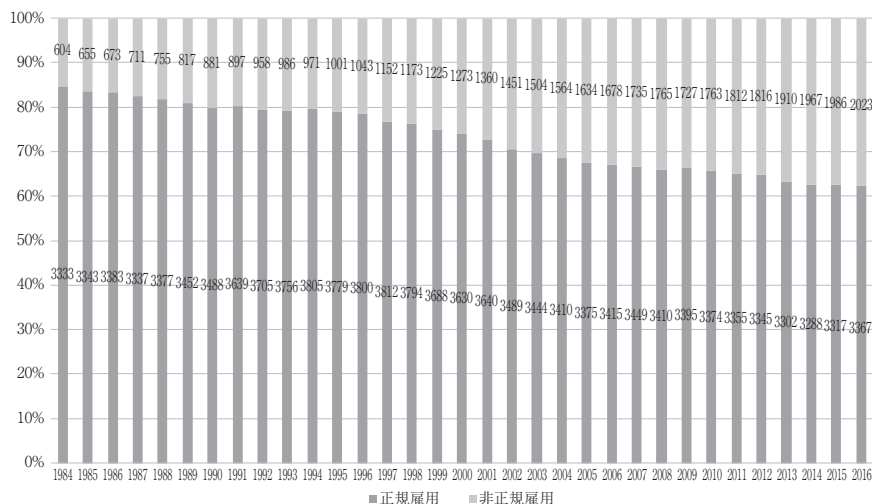
本節では、1990年代～2000年代前半に進められた新自由主義的改革によって発生した社会政策の新たな課題について述べる。経済のグローバリゼーションによって、社会保障の前提が大きく変化したことは、先進諸国に重要な政策課題を提示したが（厚生労働省 2012）、こうしたグローバリゼーションを背景として、国家による対応の方策としてとられた新自由主義も必ずしも万能であったわけではなく、社会政策に新たな課題を生じさせることとなった。すなわち、新自由主義は市場メカニズムを通して、国内の調整を図ろうとしたが、制度面での社会的保護¹²⁾の必要性が再度主張されることとなったのである。日本の社会政策において、新たに生じた課題は大きく2つある。こうした課題は2000年代後半以降意識されるようになり、特に第2の課題については、諸外国と比較した際の日本の特殊性である、社会政策における企業との結びつきの強さが反映されたものとなっている。

第1の課題は、「非正規雇用の増加」である。前章でみた、多様な雇用形態の活用は、当初、日経連がある程度想定していたように、非正規雇用を増加させた。日本においては、1990年代、非正規雇用の人々が増加し、1990年には全雇用者の約20%であったのが、2016年には35%以上の人々が非正規雇用についている（図2）。こうしたことは、ある程度予測されていた事態であったが、その労働条件や賃金での格差などが明らかになると、対策が求められるようになった。こうした課題は連合からも提起され、「政府は労働市場などの規制緩和を強行し、非正規雇用を急増させた」（日本労働組合総連合会 2007、16頁）として前章でみた新自由主義的改革の結果であるとして、批判している。

第2の課題は、「社会保障における空白領域の発生」である。企業の法定外福利厚生が縮小されたことで、社会保障において、ニーズがあるにもかかわらず、国家も企業も提供しないという領域が発生するようになった。これは、第二次世界大戦後、日本の社会政策において、企業の福利厚生が重要な役割を果たしてきたことと密接にかかわる。戦後の日本においては、社会的保護において、企業の

12) 制度面での社会的保護とは、政府や企業など、その主体は問わないが、一種の市場介入的な保護施策のことを指す。

図2 日本における正規雇用、非正規雇用者の推移



出所：総務省統計局労働力調査「詳細集計 全都道府県 長期時系列データ 表9、10-1」

(1984年～2001年は表9、2001年～2016年は表10-1)

(2011年は、東日本大震災の発生により、岩手県、宮城県、福島県で調査困難となったため、推計値)より筆者作成。

福利厚生が重要な役割を果たし、社会保障支出は一定程度抑制されるという企業の包摂（宮本2012）がみられたため、社会保障制度自体が企業の福利厚生を前提としたものだったのである。そのため、企業の福利厚生によって提供されていることを理由に、国家による社会保障制度では提供されてこなかった領域は、企業の法定外福利厚生費の削減によって、空白となってしまった。特に、ライフ・サポートや文化・体育・レクリエーションの費用が減少傾向にあり（日本経済団体連合会2016）、生活の維持だけでなく、その充実も図ろうとする営みが社会保障政策の領域から失われていくこととなった。

グローバリゼーションを背景とし、1990年代～2000年代前半にかけて進められた社会政策の新自由主義的改革によって、以上のような2つの新たな課題が発生したことで、日本の社会政策は新自由主義的な方向から転換を求められることとなる。こうした新たな課題への対応としての社会政策の再構築が進められるのは、2000年代後半からであった。

2. 「非正規雇用の増加」への対応

まず、「非正規雇用の増加」に対しては、労働政策と社会保険制度の2つのアプローチから対策がとられた。労働政策からのアプローチは、2012年8月10日公布¹³⁾の改正労働契約法である。この改正には3つの重要な点が存在する。それは、「無期労働契約への転換」、「「雇止め法理」の法定化」、「不合理な労働条件の禁止」であり、それぞれ第18条、第19条、第20条に該当する（厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」）。以下では、3つの項目それぞれについて概観する。

「無期労働契約への転換」は、同一の使用者との間で、5年を超えて有期労働契約¹⁴⁾を更新した場合には、無期労働契約に転換するというものである。この規定が目的としているのは、有期労働契約の濫用の抑制と労働者の雇用の安定であり（厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」）、非正規雇用の人々が正規雇用につけるようサポートする政策である。

「雇止め法理」の法定化は、使用者が契約の更新を拒否した場合に、契約期間の満了をもって雇用が終了するといういわゆる「雇止め」について、今まで、裁判の判例などによって確立されていた「雇止め法理」を明文化したものである。その内容としては2つの要件¹⁵⁾のうち、いずれかを満たす有期労働契約において、使用者の雇止めが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められず、従前と同一の労働条件で有期労働契約が更新される。というものである（厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」）。この「雇止め法理」の法定化は、使用者側による、非正規雇用者の一

13) 第19条については、公布日より施行。第18条、第20条については、2013年4月1日より施行。

14) 以下でも、法令の記述に合わせる形で、「有期労働契約」、「無期労働契約」という言葉を用いるが、有期労働契約を結ぶ労働者を非正規雇用者、無期労働契約を結ぶ労働者を正規雇用者とはほぼ同等の意味でとらえることとする。

15) 2つの要件とは以下のようなものである。

1. 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの。
2. 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの。

方的な解雇を防ぐことにつながり、雇用保障の面で、非正規雇用と正規雇用の待遇格差を縮小する政策である。

「不合理な労働条件の禁止」は、同一の使用者との労働契約において、有期労働契約者と無期労働契約者との間で、期間の定めがあることによって労働契約の内容である労働条件を不合理な形で相違させることを禁止したものである。この規定は、雇止めの不安から、有期労働契約者に比べ、合理的な労働条件の決定が行われにくいことや、処遇についての指摘が多いため、制定されたものであり(厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」)、労働条件の面で、非正規雇用と正規雇用の待遇格差を縮小する政策である。

このように、労働契約法の改正においては、非正規雇用から正規雇用への転換を促す施策として「無期労働契約への転換(第18条)」、非正規雇用者と正規雇用者の格差是正を目指す施策として、「雇止め法理」の法定化(第19条)、「不合理な労働条件の禁止(第20条)」が行われた。それぞれ、非正規雇用の人々が正規雇用につけるようサポートする政策、雇用保障の面で、非正規雇用と正規雇用の待遇格差を縮小する政策、労働条件の面で、非正規雇用と正規雇用の待遇格差を縮小する政策にあたり、新自由主義的改革によって新たに発生した「非正規雇用の増加」という社会政策の課題に対応したものである。こうした政策のうち、雇止めの法定化は、すでに連合によって提唱されており(日本労働組合総連合会2002、42頁)、結果として、日経連の意向が反映された新自由主義的改革と対照的である。

他方、社会保険制度からのアプローチは、社会保険制度の適用範囲の拡大である。これは、特に厚生年金保険および健康保険の加入対象を広げる施策であり、2012年8月10日に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の中で定められている¹⁶⁾。

2016年10月1日より施行された適用範囲の拡大では、これまで適用の対象となっていた、所定労働時間が正社員の4分の3以上、すなわち所定労働時間が30時間以上であるパートタイマーなどの非正規雇用者に加え、この所定労働時

16) 厚生年金保険と健康保険の適用範囲の拡大については、2016年10月1日と2017年4月1日に段階的に施行。

間に満たない場合でも、従業員が501人以上の会社で5つの要件¹⁷⁾を全て満たせば厚生年金保険および健康保険の加入対象者となるよう改正がなされた。さらに、2017年4月1日以降は、従業員が500人以下の会社でも、労使で合意をなされれば加入できるようになった。この政策は、労働条件の面で、非正規雇用者と正規雇用者の格差是正を目指す施策で、「非正規雇用の増加」という社会保障の新たな課題に対応した政策である。こうした政策も、2000年代から連合が求めてきたものの1つであった（日本労働組合総連合会 2006、44頁）。

以上のように、グローバリゼーションを背景とした社会政策の新自由主義的改革によって発生した「非正規雇用の増加」という課題に対しては、労働契約法の改正と社会保険の適用範囲の拡大という政策の見直しにより、課題の解決が目指された。

3. 「社会保障における空白領域の発生」への対応

次に、「社会保障における空白領域の発生」に対しては、福利厚生制度の法定部分の拡大が行われた。法定部分の増加については、少子高齢化などによる、厚生年金保険、健康保険等での料率上昇が主な原因（西久保 2007a）の一つであるが、少子高齢化だけにその要因があるわけではない。例えば、2000年に施行された介護保険制度を考えると、少子高齢化の文脈でもその原因を説明できるが、従来まで介護は家族の枠組みの中で提供されてきたことに留意するなら、こうした家族の枠組みは、男性稼ぎ主モデルのもとで、企業によって提供される手厚い法定外の福利厚生を背景に成立していた。すなわち介護保険制度の施行によって法定外の福利厚生が法定の福利厚生によって代替されたと考えることができる。実際に、日経連の資料においても、「企業内福祉はかつては国が行えない部分を代替してきた部分もあるが、時代とともにこれが公的福祉に継承され吸収される

17) 5つの要件とは、以下のものである。

1. 所定労働時間が週20時間以上であること。
2. 月額賃金が8.8万円以上（年収106万円以上）であること。
3. 勤務期間が1年以上であること。
4. 学生でないこと（ただし、夜間・通信・定時制の学生は除く）。
5. 従業員数が501人以上の会社で働いていること。

という歴史をたどってきた。厚生年金、健康保険、そして1997年に成立した介護保険などの社会保障がこれにあたる」(日経連福利厚生研究会1999、7頁)という記述がみられる。これは、企業側も従来、企業の福利厚生によってカバーされていた分野が公的福祉の拡大によって、国がカバーするようになるという現象が起きることを認めている。したがって、介護保険制度などをはじめとして、従来、企業の福利厚生によって、直接、間接的に提供されてきた社会的保護に関し、国家が制度化、もしくは、既存の制度の適用範囲などを拡大することにより、企業の福利厚生の縮小をカバーする現象がみられる。これは、法定外福利厚生支出の削減により、発生した社会保障の空白領域への国家の対応といえる。

しかし、企業の福利厚生においても大きな要素の1つであった住宅については状況が異なっている。労働者のニーズの高い分野である住宅(西久保2007a)は企業もその施策を縮小し、国家も高齢者や低所得者中心に政策をシフトし、従来手厚い福利厚生の恩恵を受けていた労働生産年齢の正社員についての住宅政策は空白となり、市場による供給に委ねられている状況にある。この点について詳しくみることとする。

まず、企業側は、1980年代においては、労務管理的色彩が残り、福利厚生の役割が依然として重要な分野として独身寮・住宅施策などをあげ、国家による福祉領域の拡大が進んだのちも、企業による福利厚生が重要な役割を担うと考えていたが(日経連労務管理特別委員会1982)、2000年以降、減少傾向にある(日本経済団体連合会2016)。

他方、都市基盤再生公団をその前身とする独立行政法人都市再生機構の立場は、「民間にできることは民間にゆだねることが政策の基本であり、賃貸住宅供給は本来民間部門の役割である。公的部門の役割は、民間住宅市場の環境整備と補完であり、公的賃貸住宅は、市場で良質な住宅を確保できない低所得者等に対するセーフティネット機能を担うものと考えられる。機構の賃貸住宅がもともと担ってきた大都市圏の中堅勤労者向けの住宅供給という役割は既に終わっているものと考えられ、この観点からは機構のストックは可能な限り逐次縮小し、市場にゆだねていくべきである」(国土交通省「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会報告書」、20頁)としている。すなわち、新自由主義的改革の見直し

の段階において、前節であげた非正規雇用の増加とも関連する形で、低所得者への供給機能は強化されたものの、企業の福利厚生によってカバーされてきた人々については、市場を活用するという新自由主義の方針が継承されたこととなる。

したがって、これまで企業の福利厚生によって住宅を提供されてきた人々に対しては、国家の社会政策も市場に任せる方針をとっているのである。

なぜ住宅分野は、企業の福利厚生によってカバーされてきた人々については、新自由主義的な政策が見直されないのであろうか。その要因は、以下の2点である。1点は、住宅政策が、福祉国家の枠組みにおいて特異な位置を占めているためである。住宅政策は、特に公共住宅の供給において、住宅保有の形態によって左右されるという点で、福祉政策における重要な要素である普遍性の例外であり (Kemeny 1992)、低所得者層にしばって政策を展開するという選択がなされるのである。

もう1点は、そもそも日本の住宅政策は他の福祉分野に比べ手薄であったためである (平山 2011)。確かに戦後の日本においては、社会的保護において、企業の福利厚生が重要な役割を果たし、社会保障支出は一定程度抑制されてきたが (宮本 2012)、年金や医療分野においては国による制度整備がなされていた¹⁸⁾。一方で、住宅分野においては低利の住宅ローン供給が主であり、公的賃貸住宅は政策の中心ではなかったのである (平山 2011)。こうした点で、企業の福利厚生における住宅施策が縮小しても、それを代替するような制度的な基盤が不在であり、国家は最低限のセーフティーネットのみ提供し、基本は、市場における解決を目指す政策が選択されたのである。

以上のように、グローバル化を背景とした社会政策の新自由主義的改革によって発生した「社会保障における空白領域の発生」という課題に対しては、企業福利厚生の国家による代替を通して、課題の解決が目指されたわけであるが、住宅政策については、必ずしも国家が代替したとはいえない。

18) こうした状況について、宮本は、「日本の生活保障は、ケインズ・ベヴァリッジ型の福祉国家にいわば企業的包摂の仕組みを接合させたものであった、といえることができる。」 (宮本 2012、211 頁) としている。

V 日本の事例の特殊性と共通性

1. 社会政策の変容における特殊性

前章では、1990年代～2000年代前半と2000年代後半以降という2つのフェーズに分け、グローバリゼーションの進展にともなう日本の新自由主義的改革と社会政策の再構築という変容をみてきたが、本節では、その特殊性について考察する。

特殊性としてあげられることは大きく2つある。第1に、企業のかかわり方が欧米諸国と大きく違うということである。欧米諸国においては、福祉の中心的な提供者が国家であり、企業はあまり重要な役割を果たしてこなかった。そのため、新自由主義における福祉削減の中心的なアクターも国家であった。一方、日本においては、現役世代向けの社会保障支出が男性稼ぎ主の給与に組み込まれるなど、企業も重要な福祉の提供者であった（宮本2012、221頁）。そのため、新自由主義における福祉削減では、企業が福利厚生制度の縮小という形で密接に関わることとなった。こうした点が、企業の関わり方という面での特殊性である。しかし、社会政策への企業の関わり方は変化しつつあり、元々企業の役割がそこまで大きくなかった国々でも、中央政府中心の福祉国家から、市場、市民社会の諸組織、地方政府、個人の役割の関与による公私ミックスの変化が主張されており（加藤2016、35頁）、国家の福祉への関与の弱まりを受けて企業の役割を注目する議論も存在する（Ruggie 2003）。ラギーは、企業の社会的責任の観点から企業の重要性を主張しており、その点では、もともと企業が社会政策に関わりをもってきた日本においても、これまでとは異なる形で企業が関わりをもっていく可能性が考えられる。

第2に、新自由主義的改革とその見直しが、おおむね自由民主党政権という同じ政党によって行われたということである¹⁹⁾。この点は、保守党による新自由

19) 1993年に成立した非自民政権は、1年未満と短命で、その後の社会党党首による村山政権では自由民主党は連立のメンバーであった。2009年に成立した民主党政権は、約3年政権を担当したが、社会保障の分野においては、「社会保障と税の一体改革」で自由民主党と意見のすり合わせを行うなど、自由民主党政権時代との断絶といえるほどの変化はみられなかった。

主義的改革と労働党によるその見直しを経験したイギリスや共和党による新自由主義的改革と民主党によるその見直しを経験したアメリカと異なる。日本においては、新自由主義とその見直しのプロセスの間にバブル崩壊を経験し、バブル崩壊後は「規制改革」という観点の中で、新自由主義的な政策とその見直しの双方が行われた²⁰⁾。そして、政策転換は必ずしも政権交代を伴うものではなく、その時点での経済状況に対応した「規制改革」が採用された²¹⁾。

2. 社会政策の変容における共通性

一方で、これまで先行研究で明らかにされてきたこととの共通性は何であったか。それは、大きく2つある。

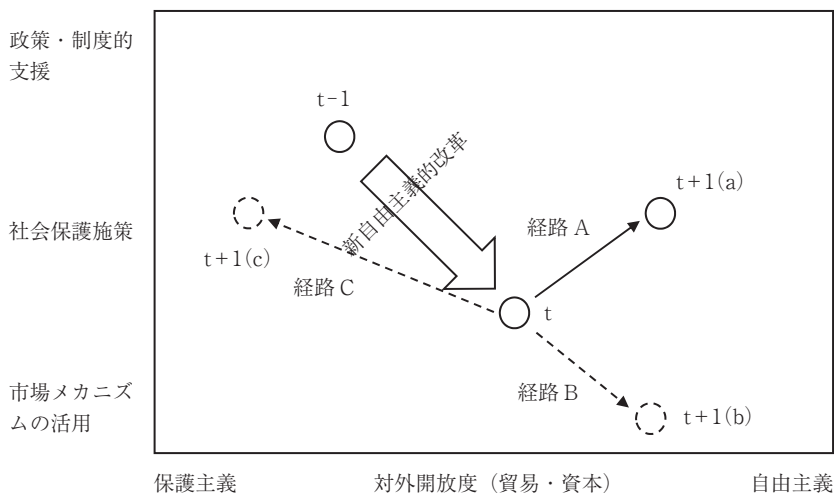
第1に、新自由主義的改革が行われ²²⁾、課題が発生したという点である。すなわち、ヘイズは、イギリスやアメリカなどの自由主義市場経済の国々において、労働市場や雇用の不安定化を指摘したが、「その他」に分類されていた日本においても新自由主義改革を行い、その結果として「非正規雇用の増加」という雇用の不安定化が発生するという現象が発生した。これは、労働市場や雇用の不安定化が自由主義市場経済のみの問題ではなく、「その他」の国々でも起こりうる現象であるということを示している。日本における雇用の不安定化の発生は、雇用の流動性を高めるという新自由主義的改革の目標が達成された結果ととらえることもできるが、実際にはそうした事態への対応が求められることとなった。

20) たとえば、2001年3月まで存在した行政改革推進本部 規制改革委員会は派遣労働に関する規制緩和の議論を行っていたが（行政改革推進本部 規制改革委員会「規制改革に関する論点公開」）、2018年7月現在、内閣府に設置されている規制改革推進会議は、有期雇用法制の見直しなど、新自由主義的な改革を見直す政策の議論がなされている（規制改革推進会議第1回人材ワーキング・グループ参考資料2「規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）（雇用分野抜粋）」）。

21) 民主党政権の成立した2009年に出版された文献では、欧米型の政権交代による新自由主義と社会民主主義のせめぎ合いに日本が陥ることを警告している。また、同書は、本稿が事例分析において明らかにした、日本の新自由主義のタイムラグについて、資本主義経済と議会制民主主義の歴史という非常に大きな視点からではあるが、示唆している（ギデンズ、アンソニー・渡辺聡子2009）。

22) ここでの同様な改革とは、政策の内容が同じであることを指すわけではない。アメリカ、イギリス、日本では、実際の政策の内容には差異がみられるが、それらの共通の特徴として、市場メカニズムの活用をはじめとする新自由主義の特徴がみられるということである。

図3 グローバリゼーションと社会的保護



出所：筆者作成。

第2に、ラギーがドルショックの際に指摘したように、埋め込まれた自由主義の規範が維持されているということである。日本は、本稿の分析によれば、グローバリゼーションを背景とした新自由主義的改革によって生じた課題に対し、保護貿易主義による国内産業保護などの政策的対応をとるのではなく（図3、経路C）、新自由主義を見直し、社会政策を再構築する政策的対応がとられた（図3、経路A）。すなわち、 $t-1$ 期から t 期（日本では、1990年代～2000年代後半）における新自由主義的改革によって、社会的な保護の度合いは低下し、市場メカニズムの活用が重視されたものの、その後、 t 期から $t+1$ 期（日本では、2000年代後半以降）には、新たな課題に直面し社会的保護の度合いを再度高める施策がとられた。実際に、埋め込まれた自由主義の規範が維持されていたとしても、新自由主義的改革によって生じた課題を、改革が不十分であった結果であると捉え、更なる改革で解決をこころみる選択肢（図3、経路B）も存在した²³⁾わけであるが、日本の社会政策においてはそうした選択肢はとられなかった。

23) こうした経路Bは、第4章第3節で述べたように、住宅分野において一部みられる。

また、本稿における中心的な分析には含まれていないが、日本は本稿が分析の対象とした時期（1990 年代以降）に、16 もの経済連携協定を発効させているなど（日本貿易振興機構 2018）、経済面において見れば、対外的に自由主義を推進させてきたと考えられる。そのため、日本の経路は、図 3 において、保護主義化（左へシフト）や停滞（左右へのシフトなし）ではなく、自由主義化（右方へのシフト）となっている。

VI 結論

本稿は、グローバリゼーションへの対応としての新自由主義と、その後発生した課題への対応として起きた一種の揺り戻しについて、日本の社会政策を事例として分析してきた。日本の社会政策においては、1990 年代～2000 年代前半までが新自由主義的改革の時代、2000 年代後半以降が社会政策の再構築の時代といえることができるわけであるが、本稿における分析の結果をまとめると、冒頭に示した本稿の目的に対応する形で、以下の 3 点となる。

第 1 に、日本の社会政策における新自由主義的改革で、中心的な施策としてみられたのは、多様な雇用形態の活用と社会政策における企業の役割の縮小の 2 点である。多様な雇用形態の活用については、まず、経営者団体を中心とする企業の側から、国際競争を意識したうえで、多様な雇用形態の可能性が提示された。こうした企業側の意向に沿うように、1999 年、2003 年に労働者派遣法の改正がなされたことは、まさしく、労働規制を緩和し、多様な雇用形態を認める新自由主義的改革であった。また、社会政策における企業の役割の縮小は、企業が法定外福利費を削減していったことに由来する。福祉支出の削減は新自由主義の国々でよくみられた政策であるが、日本においては、これまで手厚い福利厚生を提供してきた企業の側において顕著にみられた。こうした新自由主義的改革により、日本においても、戦後の埋め込まれた自由主義が、国内側から衝撃を受けた。

第 2 に、2000 年代後半以降、日本の社会政策は、新自由主義的改革によって生じた新たな課題を解決する方向へと転換した。そして、解決すべきとされた新たな課題とは、「非正規雇用の増加」と「社会保障における空白領域の発生」で

あった。「非正規雇用の増加」に対しては、労働契約法の改正と社会保険の適用領域の拡大という施策をとり、「社会保障における空白領域の発生」に対しては、法定福利厚生の拡充による国家による代替が行われた。こうした政策は、グローバリゼーションとそれにともなう新自由主義によって失われた自由貿易の不利益を緩和する政策の再構築であり、グローバリゼーションの下で、埋め込まれた自由主義を再定義した。

第3に、日本の社会政策とその揺り戻しの過程においては、イギリスやアメリカに比べ約10年のタイムラグがあっただけでなく、政権交代による大きな断絶を伴わなかったことと企業のかかわり方の違いという2つの特殊性が存在した。一方で、ヘイズが指摘したような雇用の不安定化の発生と埋め込まれた自由主義の規範が維持されたことは、共通性といえる。こうした共通性のうち、前者は、イギリスやアメリカなどといった、ヘイズの分類においては、日本と異なるカテゴリーに属するとされた国々をも含む、横断面での共通性であり、後者はドルショックの際との時系列的な共通性である。

最後に、本稿で得られた結論をもとに、今後の研究課題を述べれば、第1に、図3で示した経路の中で、日本は経路Aを選択したわけであるが、その他の経路については本稿では中心的に扱われていない。また、こうした経路における、国内の社会保護施策については、本稿で分析対象としたが、対外的な開放度については、グローバリゼーションの文脈で理解するにとどまっており、これらはより詳細な検討が求められる。

第2に、日本はイギリスやアメリカに比べ、10年ほど遅く新自由主義の展開とその揺り戻しが起きたわけであり、それはすなわちグローバリゼーションへの国内政策の対応のスピードに差異があったということである。こうしたスピードの差異はなぜ発生するのかというのは重要な問いである。こうしたスピードの差異は、経済状況の違いやグローバリゼーションの進展度合いとも関わるものであると推察されるが、今後実証的な検証が求められる。これらの問題は今後の研究課題としたい。

参考文献

- 浦田秀次郎 (2001) 「グローバル化に伴う社会保障問題と WTO」『海外社会保障研究』第 134 号、37-50 頁。
- 岡村美保子 (2009) 「労働者派遣法改正問題」『レファレンス』No. 705、119-139 頁。
- 加藤雅俊 (2016) 「福祉国家の変容から見る公私ミックス——経済的繁栄の実現と政治的正統性の確保を通じた社会統合——」松田良三・鎮目正人編著 (2016) 『社会保障の公私ミックス再論——多様化する私的領域の役割と可能性——』ミネルヴァ書房。
- 亀山直幸 (1987) 「日本の雇用慣行の装置と機能」労働大臣官房政策調査部編『日本の雇用慣行の変化と展望 (研究・報告編)』大蔵省印刷局。
- 規制改革推進会議 第 1 回人材ワーキング・グループ 参考資料 2 「規制改革実施計画 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) (雇用分野抜粋)」
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/jinzai/20161018/161018jinzai04.pdf> (2018 年 7 月 9 日アクセス)。
- ギデنز、アンソニー・渡辺聡子 (2009) 『日本の新たな「第三の道」——至上主義改革と福祉改革の同時推進』ダイヤモンド社。
- 行政改革推進本部 規制改革委員会「規制改革に関する論点公開」
<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku-suishin/12nen/ronten/120726ronten.pdf> (2018 年 7 月 9 日アクセス)。
- 厚生労働省編 (2012) 『平成 24 年版厚生労働白書——社会保障を考える——』、日経印刷。
- 厚生労働省「望ましい働き方ビジョン」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025zr0-att/2r98520000026fpp.pdf> (2018 年 1 月 10 日アクセス)。
- 厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/dl/pamphlet.pdf (2018 年 1 月 11 日アクセス)。
- 厚生労働省「正社員転換・待遇改善実現プラン」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11651000-Shokugyouanteikyokuha/kenyukiroudoutaisakubu-Kikakuka/0000110909.pdf> (2018 年 1 月 11 日アクセス)。
- 国土交通省「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会報告書」
<http://www.mlit.go.jp/common/000125548.pdf> (2018 年 1 月 11 日アクセス)。
- 首相官邸「日本再興戦略改訂 2015——未来への投資・生産性革命——」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2_3jp.pdf (2018年1月11日アクセス)。

新川敏光 (2003) 「グローバル化の中の福祉国家」『季刊家計経済研究』第59号、12-20頁。

新・日本の経営システム等研究プロジェクト編著 (1995) 『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策——』日本経営者団体連盟。

総務省統計局 労働力調査「詳細集計 全都道府県 長期時系列データ 表9、10-1」

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm> (2018年1月11日アクセス)。

田中拓道 (2017) 『福祉政治史 格差に抗するデモクラシー』勁草書房。

西久保浩二 (1998) 『日本型福利厚生の再構築——転換期の諸課題と将来展望——』財団法人社会経済生産性本部生産性労働情報センター。

西久保浩二 (2007a) 「福利厚生と家計——「格差」の視点から」『季刊家計経済研究』No. 75、9-23頁。

西久保浩二 (2007b) 「福利厚生の現状と今後の方向性」『日本労働研究雑誌』、No. 564、4-19頁。

日経連福利厚生研究会 (1999) 『変革期の企業福利厚生——21世紀に向けての福利厚生指針と具体的展開』日経連労務法制部。

日経連労務管理特別委員会編 (1982) 『高齢化時代の福利厚生：指針と具体的施策』日本経営者団体連盟弘報部。

日本経済団体連合会 (2016) 「第60回福利厚生費調査結果報告」

http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/113_honbun.pdf (2017年11月13日アクセス)。

日本貿易振興機構 (2018) 「世界と日本のFTA 一覧 (2018年12月)」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/da83923689ee6a5e.html> (2019年5月13日アクセス)。

日本労働組合総連合会 (1995) 『連合白書 1995 春季生活闘争の方針と解説』コンボーズ・ユニ。

日本労働組合総連合会 (1997) 『連合白書 1998 春季生活闘争の方針と課題』コンボーズ・ユニ。

日本労働組合総連合会 (2002) 『連合白書 2003 春季生活闘争の方針と課題』コンボーズ・ユニ。

- 日本労働組合総連合会 (2006) 『連合白書 2007 春季生活闘争の方針と課題』 コンボーズ・ユニ。
- 日本労働組合総連合会 (2007) 『連合白書 2008 春季生活闘争の方針と課題』 コンボーズ・ユニ。
- 久本憲夫 (2010) 『日本の社会政策』 ナカニシヤ出版。
- 平山洋介 (2011) 「住宅政策の転換とセーフティネット形成」 『社会福祉研究』 第 110 号、26-35 頁。
- 松田亮三 (2016) 「社会保障の公私ミックス——新たな検討に向けて——」 松田良三・鎮目正人編著 (2016) 『社会保障の公私ミックス再論——多様化する私的領域の役割と可能性——』 ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎 (2012) 「社会的包摂のポリティクス——包摂戦略の対抗と政策過程」 武川正吾・宮本太郎編著 (2012) 『講座 現代の社会政策 第 6 巻 グローバリゼーションと福祉国家』 明石書店。
- 山田敦 (2008) 「反グローバル化の広がり」と繋がり——世界社会フォーラムの事例——」 『国際政治』 第 153 号、157-174 頁。
- 労働政策研究・研修機構 (2017) 『非正規雇用の待遇差解消に向けて』 労働政策研究研修機構。
- 渡辺治 (2007) 「日本の新自由主義——ハーヴェイ『新自由主義』に寄せて」 デヴィット・ハーヴェイ著 渡辺治監訳 (2007) 『新自由主義——その歴史的展開と現在』 作品社。(原著: Harvey, D. (2005) *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press. なお上述の章は日本語版のみに掲載)
- 渡邊頼純 (2011) 「忍び寄る「新保護主義」と国際通商体制——WTO, FTA/EPA, そして TPP の役割——」 『経済研究所年報』 第 24 号、63-117 頁。
- Aoki, M., Jackson, G., Miyajima, H. (2007) *Corporate Governance in Japan: Institutional Change and Organizational Diversity*, Oxford University Press.
- CNN Exit poles 2016
(<https://edition.cnn.com/election/2016/results/exit-polls/national/president>
[Accessed October 28, 2018])
- Esping-Andersen, G. (1990) *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press. (岡澤憲夫・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』 ミネルヴァ書房、2001 年。)
- Garrett, G. (1998) *Partisan Politics in the Global Economy*, Cambridge University Press.

- Giddens, A. (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (佐和隆光訳『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、1999年。)
- Harvey, D. (2005) *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press. (渡辺治監訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社、2007年。)
- Hays, J., C. (2009) *Globalization and the New Politics of Embedded Liberalism*, Oxford University Press.
- Held, D. and McGrew, A. (2002) *Globalization/Anti-Globalization*, Polity Press. (中谷義和・柳原克行訳『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社、2003年。)
- Held, D., Barnett A., and Henderson C. (eds.) (2005) *Debating Globalization*, Polity Press. (猪口孝訳『論争 グローバリゼーション——新自由主義対社会民主主義』岩波書店、2007年。)
- IMF (2018) *World Economic Outlook: Cyclical Upswing, Structural Change*, IMF.
- Kemeny, J. (1992) *Housing and Social Theory*, Routledge. (祐成保志訳『ハウジングと福祉国家 居住空間の社会的構築』新曜社、2014年。)
- Lang, A. T. F. (2008) “Reconstructing Embedded Liberalism: John Gerard Ruggie and Constructivist Approaches to the Study of the International Trade Regime,” in Ruggie J. G. (ed.) *Embedding global markets: an enduring change*, Ashgate Publishing.
- Mishra, R. (1999) *Globalization and the Welfare State*, Edward Elgar.
- Pew Research Center (2018) “Americans, Like Many in Other Advanced Economies, Not Convinced of Trade’s Benefits”
- Pierre, Jon (2013) *Globalization and Governance*, Edward Elgar.
- Rodrik, D. (1997) *Has Globalization Gone Too Far?*, Institute for International Economics.
- Rodrik, D. (2011) *The globalization paradox: democracy and the future of the world economy*, W. W. Norton. (柴山桂太・大川良文訳『グローバリゼーション・パラドクス 世界経済の未来を決める三つの道』白水社、2014年。)
- Ruggie, J., G. (1982) “International regimes, transactions, and change: embedded liberalism in the postwar economic order,” *International Organization*, Vol. 36, Issue 2, pp. 379–415.
- Ruggie, J., G. (2003) “Taking Embedded Liberalism Global: The Corporate Connec-

tion,” in Held, D. and Koenig-Archibugi, M. (eds.) *Taming Globalization: Frontiers of Governance*, Polity Press. (中谷義和監訳「埋め込まれた自由主義のグローバル化——企業との関係」『グローバル化をどうとらえるか——ガヴァナンスの新地平——』法律文化社、2004年。)